

# 指定管理者制度導入にかかる当面の方針

平成17年5月  
小平市

## 目 次

はじめに.....	2
第1 指定管理者制度の概要.....	3
1 制度創設の背景.....	3
2 制度の概要.....	3
3 議会の手続き.....	5
4 全国の動向.....	5
第2 指定管理者制度導入にかかる当面の方針.....	7
1 現在、管理委託制度により管理運営を委託している公の施設の取扱い.....	7
2 指定期間.....	8
3 条例の制定方式.....	8
4 個人情報保護と情報公開.....	8
5 利用料金制度.....	8
第3 候補者選定の手続き.....	10
1 指定管理者の募集.....	10
2 指定管理者になることができない団体.....	10
3 選定の基準.....	10
4 選定委員会の設置.....	11
5 指定に関する議会の議案資料.....	11
6 選定結果の公開.....	11
第4 指定管理者指定後の手続き.....	12
1 協定の締結.....	12
2 事業報告書の提出.....	12
3 業務報告の聴取.....	12
4 指定の取消し・業務の停止命令.....	12
5 原状回復の義務・損害賠償の義務.....	13
資 料.....	14

## はじめに

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）が平成 15 年 6 月 13 日に公布され、政令により同年 9 月 2 日に施行されました。この地方自治法の一部改正は、公の施設の管理について指定管理者制度を導入することで、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としています。

指定管理者制度の導入に伴い、現在、管理委託制度を採用している公の施設については、地方自治法の経過措置に基づき、法施行の日から 3 年を経過する日（平成 18 年 9 月 1 日）までに直営か指定管理者制度のいずれかによる管理に移行する必要があります。

そのため、小平市においては、現在、管理委託制度を採用している公の施設の管理を平成 18 年 4 月 1 日までに指定管理者制度に移行することとします。

また、現在、市の直営により管理運営が行われている公の施設については、今後、さらに、民間事業者の動向や指定管理者制度の導入状況等を踏まえながら、慎重に検討を進めていきます。

本方針は、指定管理者制度に対する理解と、管理委託制度から指定管理者制度に移行する際の基本的な考え方や留意すべき事項を整理し、市として統一的な方針に基づき事務を遂行する目的で基準を示したものです。

# 第1 指定管理者制度の概要

## 1 制度創設の背景

指定管理者制度は、官民役割の再構築において公共部門への企業経営手法の導入という NPM（ニューパブリックマネジメント）の流れの中に位置づけられています。内閣府に設置された経済財政諮問会議において、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」の中で、「民間にできることは民間に委ねる」という基本原則が掲げられました。官から民への移行、民間活力の導入、民間需要を創造するための規制緩和を促す方策として、公の施設の管理の在り方が見直され、その結果、従来の公の施設管理に関する考え方を転換し、地方自治法が改正されて、住民のサービスの向上、行政コストの削減を図ることを目的とした「指定管理者制度」が創設されました。

指定管理者制度は、地方自治法第 244 条の「公の施設」に関する制度です。公の施設は、公共の利益のために多数の住民に対して均等のサービスを提供することを目的として設置されるものですので、その適正な管理を確保しなければなりません。そのため、これまで公の施設の管理は、地方公共団体の直営もしくは、公共団体（市町村や土地改良区など）、公共的団体（生協、農協、自治会など）及び地方公共団体が出資する第三セクターなどにより限定して行われてきました。しかし、公的主体以外の民間団体においても十分なサービスを提供する能力が認められる主体が増加している現状と、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であると考えられるようになり、管理受託の主体における法律上の制限をなくし、施設の適正な管理を確保するための仕組みを整備した上で、その適正な管理を確保しつつ、地方公共団体の住民に対するサービスの質の向上に資するものとするを目的とした改正が行われました。この改正により住民サービスの質の向上、行政コストの縮減だけでなく、地域の振興や活性化、行政改革の推進効果なども期待されています。

### ※ 経済財政諮問会議

経済・財政政策について、「民間有識者」の意見を反映させ、内閣総理大臣の「リーダーシップを十分に発揮することを目的」として平成 13 年 1 月、内閣府に設置された合議制機関。

### ※ 公の施設

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、その設置及び管理する事項は、条例で定めなければならないとされている。

## 2 制度の概要

従来の管理委託制度（改正前の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理を委託するものをいう。）のもとでは、管理受託者は、委託契約に基づいて具体的な管理の事務や業務を執行することができますが、公の施設を管理する事務のうち、施設の使用許可処分といった権力的性格のある事務は、地方公共団体に限られ、施設の使用許

可など処分に該当する業務は委託できないこととされていました。

一方、指定管理者制度のもとでは、地方公共団体が指定した指定管理者に使用許可を含む施設の管理を行わせることができます。従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体は管理権限の行使自体を自ら行いませんが、指定管理者の管理権限の行使について、設置者として責任を果たす立場から必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には指定の取消し等を行うことができます。

また、指定管理者の範囲について特段の制約を設けていないことから、株式会社等の民間営利会社も、議会の議決を経て指定されることが可能になりました。

従来の管理委託、業務委託、指定管理者制度との違いをまとめると以下ようになります。

	管理委託（従来）	業務委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定	限定なし ※議員、長について禁止規定あり（地方自治法第92条の2、142条）	法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。個人は不可。
法的性格	「公法上の契約関係」法的性格条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託	「私法上の契約関係」契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任するもの
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する ※「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定める
①施設の使用許可	受託者にはできない		指定管理者が行うことができる
②基本的な利用条件の設定	受託者にはできない		条例で定めることを要し、指定管理者にはできない
③不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者にはできない		指定管理者にはできない
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体		
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる		
利用料金制度	採ることができる	採ることができない	採ることができる

ぎょうせい 指定管理者制度ハンドブックより

### 3 議会の手続き

指定管理者制度を導入し、実際に施設を管理させる場合には、当該公の施設の設置条例の改正、または、制定に関する議会の議決と、指定管理者の候補者として選定された者の指定に関する議会の議決（法第244条の2第6項）の2つが必要になります。

条例の改正、または、条例の制定にあたっては、「指定の手続」（法第244条の2第4項）、「管理の基準」（法第244条の2第4項）、「業務の範囲」（法第244条の2第4項）を条例で定めます。また、指定管理者の指定に関する議会において議決すべき事項は、「指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」の3項目とされています（総務省自治行政局長通知）。なお、指定管理者の指定期間は、地方自治法上は条例事項とはされていませんが、議会の議決事項の内容には含まれます。

#### ※ 指定の手続に定めるべき事項

申請の方法、事業計画書の提出、選定基準等を定めるものとされている。選定基準としては、（1）市民の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。（2）事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに管理経費の削減等の効果的な運用が図られるものであること。（3）事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有していることなどを定める。

#### ※ 管理の基準に定めるべき事項

市民が公の施設を利用するにあたっての基本的な条件や適正管理の観点から、（1）休館日・開館時間、（2）使用制限の要件等、（3）管理を通じて取得した個人情報の取扱いなどを定める。

#### ※ 業務の範囲に定めるべき事項

指定管理者が行う管理の業務について、使用の許可を含めるかなど、施設の維持管理等の範囲を公の施設の目的や態様等に応じて、具体的に規定する。

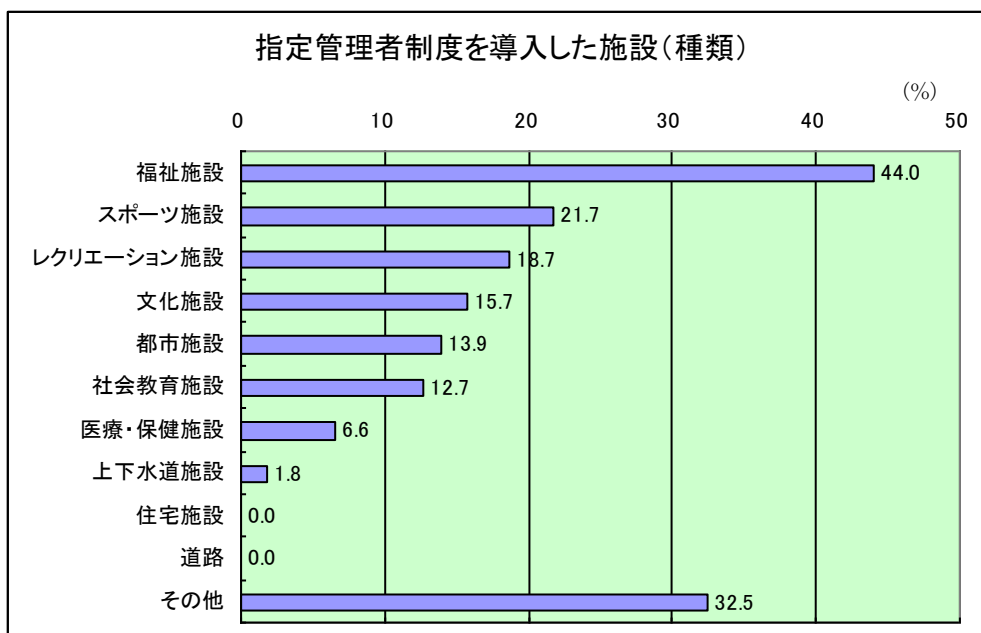
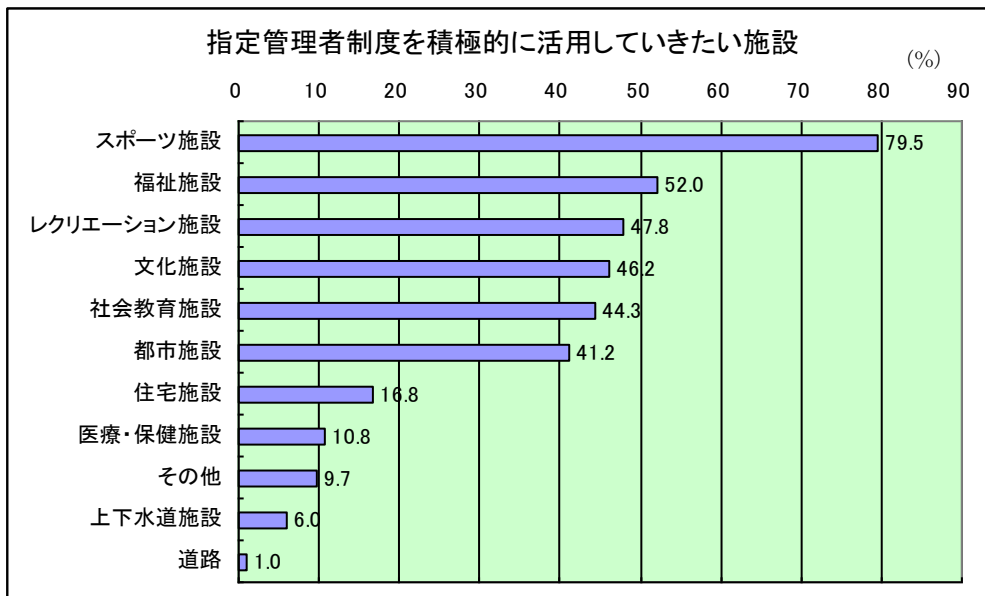
### 4 全国の動向

平成16年9月にみずほ情報総研（株）が実施した「指定管理者制度の導入に関するアンケート」によると、今後、指定管理者制度を積極的に導入したい施設としては、スポーツ施設（体育館、プール、運動場など）が79.5%、福祉施設（保育所、福祉センター、養護老人ホームなど）が52.0%、レクリエーション施設が47.8%、文化施設が46.2%となっています。

指定管理者制度をすでに導入した施設では、福祉施設が44.0%、スポーツ施設が21.7%、レクリエーション施設が18.7%、文化施設が15.7%となっています。

全国的な傾向としては、すでに民間事業者においても類似のサービスを行っている分野において、今後、指定管理者制度が導入されていくものと考えられます。

全国の傾向



みずほ情報総研(株)「指定管理者制度の導入に関するアンケート」より

(アンケート対象: 47都道府県、東京23区、全国664市)

## 第2 指定管理者制度導入にかかる当面の方針

### 1 現在、管理委託制度により管理運営を委託している公の施設の取扱い

現在、従来の管理委託制度により市の出資団体等へ管理運営を委託している公の施設については、条例整備や指定管理者の指定等の諸手続きを平成17年度末までに終え、平成18年4月からは指定管理者制度に移行します。

この制度の移行に伴う指定管理者の公募及び選定に関しては、個別施設ごとに以下に掲げる3つの考え方を適用し、いずれの場合も施設設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができる者と認める者を、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

#### (1) 積極的に公募選定を行うもの

当該公の施設と同様の施設の運営実績が豊富な民間企業等の能力の活用を図ろうとする施設については、公募により選定することとします。

##### 該当施設

高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）、自転車駐車場

#### (2) 資格等の条件を付し公募選定を行うもの

(1)に加えて、当該公の施設の管理運営にあたって資格等を必要とする施設については、必要な条件を付した上で公募により選定することとします。

##### 該当施設

高齢者デイサービスセンター

#### (3) 当面公募によらず選定を行うもの

当該公の施設の管理委託している出資団体等の設立趣旨や施設管理における経験・実績等を勘案し、その特性や機能を活かしながら運営を図ろうとする施設については、当面、公募によらず、当該団体を指定管理者に指定することとします。

##### 該当施設

市民文化会館、高齢者交流室、障害者福祉施設（障害者福祉センター・あおぞら福祉センター）

#### ※ 当面公募によらず選定を行う団体について

市の出資等により設立された団体については、公の施設の管理運営にあたり、これまで高い専門性を発揮しつつ、行政サービスの充実を補完・代替する機能を担ってきたところであるが、今後は、民間事業者等の参入にも対抗しうるサービスの向上とコストの低減を目指す必要がある。そのため、当初の指定期間中を目途とした経営改善を進めるよう促していく。



## 2 指定期間

地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間については、施設の性格等に応じ、業務運営の効率性や安定性等を勘案し、概ね3年から5年を目安に、施設ごとに設定するものとします。なお、公の施設の性格、事業内容等により、設置目的が効果的かつ効率的に達成することができる場合は、5年以上の期間設定ができるものとします。

## 3 条例の制定方式

条例化にあたっては、指定の手續、管理の基準及び業務の具体的範囲等について、条例で規定することが必要になります。指定の手續等については、通則条例として「(仮称)小平市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」を制定します。この条例は、趣旨、公募、申請、候補者の選定、候補者選定の特例、指定管理者の指定、指定の通知等、協定の締結、事業報告書の作成及び提出、事業報告の聴取等、指定の取消し等、原状回復の義務、損害賠償の義務など、指定管理者に関する共通事項について定めます。なお、管理の基準及び業務の具体的範囲等については、各施設で異なるため、それぞれの条例での規定が必要となります。

## 4 個人情報保護と情報公開

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、「小平市個人情報保護条例」中に指定管理者の責務及び罰則規定を設けるものとします。また、「小平市情報公開条例」中に、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずる規定を設けるものとします。

※ 措置済み

## 5 利用料金制度

指定管理者制度導入に際し、施設の使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度については、指定を受けた団体のノウハウを十分に発揮することが期待できる制度であることから、利用料金制度を最大限活用することで利用者に対するサービスの向上や団体の収益拡大が図られるよう検討します。

### ※ 利用料金制度

公の施設の利用については、本来使用料徴収が認められており、使用料は地方公共団体の収入となるが、地方公共団体が適当と認めた場合には、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(利用の対価)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この制度を利用料金制度という(地方自治法第244条の2第8項)。

平成18年4月に管理委託制度から指定管理者制度へ移行する場合の標準的なスケジュール

時 期	内 容
平成17年6月	指定管理者制度導入に係る条例の制定・改正【議決】  条例に併せて関係規則の制定・改正を行う。
平成17年7月	公募の実施 広報媒体（市報・市ホームページ等）に掲載 募集要項の配布・受付
平成17年8月～10月	候補者の選定 所管において選定委員会の設置 選定審査
平成17年12月	指定管理者の指定【議決】
平成18年1月～3月	協定の調整
平成18年4月1日	協定の締結 指定管理者制度による管理の開始

## 第3 候補者選定の手続き

### 1 指定管理者の募集

指定管理者の募集は、条例・規則に基づき「指定管理者募集要項」を作成した上で、市報、市ホームページなどの広報手段を活用することにより、広く応募者を募集するものとします。公募期間については、募集を開始した日から起算して概ね1か月程度設けます。ただし、1か月を確保することが困難な場合、または、応募の際に提出する書類が多岐にわたる場合などは、これよりも短期または長期の期間を設けることができるものとします。

#### 募集要項に記載すべき主な内容

- ◇ 指定管理者制度導入に向けた市の基本的な考え方  
指定管理者制度を導入する目的やねらい、達成すべき効果等を明らかにする。
- ◇ 施設の概要  
施設設置の目的や役割、施設の沿革等及び施設の所在地・規模等を記載する。
- ◇ 管理にあたっての条件  
指定管理者が行う業務内容、管理に要する経費、指定期間等を記載する。
- ◇ 申請の方法  
公の施設の設置目的が効果的に達成され、効率的な運営が図られるかどうかを判断するために必要な書類（申請書、定款等、財務関係書類、事業計画書等）や提出部数、提出方法、受付期間を示す。
- ◇ 指定管理者候補者の選定  
選定にあたっての審査基準を明記する。
- ◇ 指定管理者指定後の手続き  
協定の締結、指定管理者の取消しについての説明を記載する。

### 2 指定管理者になることができない団体

指定管理者制度は、地方公共団体に代わり管理を代行することであり、市と指定管理者の間で取引関係が成立するものではなく、「請負」には当たらないため、地方自治法第92条の2、第142条（第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。）、第180条の5第6項で規定する議員及び長（助役、収入役へ準用）並びに教育委員会の委員に対する兼業禁止規定は適用されません。しかし、指定管理者の選定についても、公平性・透明性を確保するため、地方自治法が請負契約において禁止しているのと同様の規定を通則条例に規定します。すなわち、議員が役員等に就いている団体、また市長、助役、収入役及び教育委員会の委員が役員等に就いている団体（市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く）は、指定管理者の指定の申請ができないこととします。なお、指定管理者として指定された後に、上記の規定に抵触した場合には、指定管理者の指定を取り消すこととします。

### 3 選定の基準

選定にあたっては、応募者が提出する事業計画書等に基づき審査しますが、市民の平

等な利用が確保されること、公の施設の設置の目的が効果的に達成されること、効率的な管理が行われること、適正かつ確実な管理を行う能力を有すること、その他公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長または教育委員会（以下「市長等」という。）が必要と認めて定める基準を総合的に勘案して決定するものとします。

#### **4 選定委員会の設置**

選定手続きの公平性・透明性を担保するため、各施設の選定ごとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、原則として、助役、都市経営部長、総務部長、指定管理者制度を適用しようとする公の施設を所管する部の部長及び職員のうちから市長が命ずる委員若干名をもって組織しますが、選定にあたって、特に専門的見地による判断を要する場合など、必要があると認めたときは、外部の専門家等を選定委員に選任することができるものとします。

#### **5 指定に関する議会の議案資料**

選定委員会で選定された指定管理者の候補者を指定管理者の指定に関する議会において議決する際には、次の議案資料を付けて説明するものとします。

- 公の施設の名称
- 指定管理者の名称等
- 指定の期間
- 指定管理者の概要
- その他関係資料として、応募した団体の名称、審査の内容、審査の結果など、審査の概要が分かる資料

#### **6 選定結果の公開**

選定結果は、議会の議決を経て正式に指定した時点で、市の広報媒体（市報、市ホームページ等）を通じて上記5の資料内容を公表するものとします。

## 第4 指定管理者指定後の手続き

### 1 協定の締結

選定委員会で選定された候補者は、議会の議決を経て、市長が指定することにより指定管理者となります。指定管理者制度は、公の施設の管理を行う権限を条例に基づく指定という行為によって生じるものですので、法律上の契約ではありません。そのため、指定管理者に支払う委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により、協定を締結します。

清掃や設備・警備などの個々の具体的業務を指定管理者が第三者に委託することは差し支えないとされていますが、指定管理者制度の趣旨からして、管理に係る業務を一括して更に第三者に委託することはできない旨を協定に規定します。

指定管理者が公の施設の管理を通じて取得した個人情報については、「小平市個人情報保護条例」が規定する必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込みます。

#### 協定書に記載すべき主な内容

- ◇ 事業・管理業務の実施及び範囲について
- ◇ 施設使用料の取扱いについて
- ◇ 指定管理者に支払う管理運営費用について
- ◇ 利用者等の個人情報の保護について
- ◇ 情報の公開について
- ◇ 事業報告書の作成及び提出について
- ◇ 指定の取消し及び管理業務の停止について
- ◇ 施設の維持補修等について
- ◇ 事故等に係る損害賠償請求について
- ◇ 施設や設備の原状回復義務について

### 2 事業報告書の提出

地方公共団体は、指定管理者の適正な管理を確保するために、毎年度終了後にその管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を指定管理者から提出させます(法第244条の2第7項)。

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に管理する公の施設に関する利用時の状況、使用料または利用に係る料金の収入の実績、経費の収支状況などを記載した事業報告書を作成します。

### 3 業務報告の聴取

公の施設の管理の適正を期するために、指定管理者から提出された事業報告書の内容や実際の業務の状況を把握し、必要に応じて報告の要求や調査を行い、業務内容の改善について必要な指示をすることで、制度の効果的な運用に努めます。

### 4 指定の取消し・業務の停止命令

指定管理者が市の指示に従わないときや管理を継続して行うことが適当でないときは、

指定を取り消すか、期間を定めて管理業務の全部または一部を停止することができることとし、本来の管理権者である市長等が指定管理者に対して、公の施設の適正な管理を確保するための監督権を行使します。

#### 指定の取消し・業務の停止命令の主な事由

- ◇ 業務に関する報告の要求や調査に応じなかったり、虚偽の報告をしたとき
- ◇ 指示に対して故意に従わなかったとき
- ◇ 条例や協定に違反したとき
- ◇ 応募資格を失ったとき（指定の取消しに該当）
- ◇ 応募の際に提出した書類に虚偽があることが判明したとき
- ◇ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能または著しく困難になった場合（指定の取消しに該当）

### 5 原状回復の義務・損害賠償の義務

指定期間を満了したとき、または指定を取り消された場合に、管理に係る施設や設備などを原状に回復する義務を明確にします。また、指定管理者が故意または過失により、施設や設備などを損傷した場合に、市に対して損害賠償の義務が生じることを明確にします。「原状回復の義務」と「損害賠償の義務」については、通則条例に規定します。

## 資料

### 現在管理委託を行っている公の施設

施設名称	条例名	現在の委託先
市民文化会館	小平市民文化会館条例	(財) 小平市文化振興財団
高齢者交流室	小平市高齢者交流室条例	(社福) 小平市社会福祉協議会
高齢者館	小平市立高齢者館条例	(社) 小平市シルバー人材センター
高齢者デイサービスセンター	小平市高齢者デイサービスセンター条例	(社福) 竹恵会
障害者福祉センター・ あおぞら福祉センター	小平市障害者福祉施設条例	(社福) 小平市社会福祉協議会
自転車駐車場	小平市自転車等の放置防止に関する条例	(社) 小平市シルバー人材センター

### 現在直営で運営している公の施設

施設名称	条例名
小平元気村おがわ東	小平元気村おがわ東条例
地域センター	小平市立地域センター条例
集会室	小平市立集会室条例
被災者一時生活センター	小平市被災者一時生活センター条例
ふれあい下水道館	小平市ふれあい下水道館条例
学童クラブ	小平市立学童クラブ条例
児童館	小平市立児童館条例
保育園	小平市立保育園条例
青少年センター	小平市青少年センター条例
男女共同参画センター	小平市男女共同参画センター条例
福社会館	小平市福社会館条例
公園	小平市立公園条例
平櫛田中館	小平市平櫛田中館条例
小平ふるさと村	小平ふるさと村条例
市民総合体育館	小平市民総合体育館条例
体育施設	小平市立体育施設条例
八ヶ岳山荘	小平市八ヶ岳山荘条例
公民館	小平市公民館条例
図書館	小平市立図書館条例